

# 国内DXの動向等 ＜EDI関係＞

2022年11月21日

社)SCCCリアルタイム経営推進協議会

兼子 邦彦

# 1. DADCの動向

## <EDI関係>

# 骨太の方針2022 <令和4年6月7日>

関係する部分を抜粋(前政権一部継承)

## (5) デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル3原則を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。……………

# デジタル社会の実現に 向けた重点計画の実現

令和3年12月24日  
閣議決定

### (3) 相互連携分野のデジタル化の推進

#### ① 取引（受発注・請求・決済）

受発注については、令和5年（2023年）を目途に中小企業における電子受発注システムの導入率約5割を目指すとの政府方針を踏まえ、中小企業共通 EDI の蓄積を生かしつつ、新たにデータ連携基盤を整備して、同基盤を構成する電子受発注システムの導入を各産業分野で促進するなど、受発注のデジタル化に向けた取組を強力に推進する。また、これを適切にサポートするため、必要な調査を行い、その成果を基に、各業界に向けた受発注のデジタル化の推進方策を令和3年度（2021年度）中に整備する。令和4年度（2022年度）からは、これらを踏まえた実証事業を実施するとともに、各省連携の下、各業界への展開に向けた推進方策の検討を行う。

こうした受発注、請求のデジタル化に加え、契約から決済にわたる取引のデジタル化全体におけるデータ連携を可能とするため、取引のデジタル化全体のアーキテクチャについて、DADCにおいて検討を行い、令和3年度（2021年度）末までに中間取りまとめを行う。令和4年度（2022年度）には、代表的な業界において取引全体のデジタル化に関する実証実験を行うなど、官民で連携して、契約・決済に係るデータ連携に必要なデータ標準・連携基盤の整備・実装を目指した取組を継続的に進めるとともに、全銀 EDI システムの利活用を促進する。

# デジタル社会の実現に 向けた重点計画の実現

令和4年 6月 7日  
閣議決定

### (3) 相互連携分野のデジタル化の推進

#### ① 取引（受発注・請求・決済）

受発注については、令和5年（2023年）を目途に中小企業における電子受発注システムの導入率約5割を目指すとの政府方針を踏まえ、中小企業共通 EDI の蓄積を生かしつつ、新たにデータ連携基盤を整備して、同基盤を構成する電子受発注システムの導入を各産業分野で促進するなど、受発注のデジタル化に向けた取組を強力に推進する。また、これを適切にサポートするため、必要な調査を行い、その成果を基に、各業界に向けた受発注のデジタル化の推進方策を令和3年度（2021年度）中に整備する。令和4年度（2022年度）からは、これらを踏まえた実証事業を実施するとともに、各省連携の下、各業界への展開に向けた推進方策の検討を行う。

~~こうした受発注、請求のデジタル化に加え、契約から決済にわたる取引のデジタル化全体におけるデータ連携を可能とするため、取引のデジタル化全体のアーキテクチャについて、DADCにおいて検討を行い、令和3年度（2021年度）末までに中間取りまとめを行う。令和4年度（2022年度）には、代表的な業界において取引全体のデジタル化に関する実証実験を行うなど、官民で連携して、契約・決済に係るデータ連携に必要なデータ標準・連携基盤の整備・実装を目指した取組を継続的に進めるとともに、全銀 EDI システムの利活用を促進する。~~

こうした受発注、請求のデジタル化に加え、契約から決済にわたる取引全体をデジタル化しアーキテクチャに沿ったデータ連携を可能とすることで、グローバルにサプライチェーン全体を強<sup>じん</sup>靱化・最適化してカーボンニュートラルや経済安全保障、廃棄ロス削減、トレーサビリティ確保等の社会課題の解決を進めながら、同時に中小企業やベンチャー企業を含めた様々なステークホルダーが活躍して産業が発展する社会を実現するために、データ連携に向けたガバナンスフレームワークやマーケットプレイス等を通じたデータ利活用の取組を推進していく。その際には、データ連携・データ利活用に関する国際的な議論にも積極的な提案を行う。民間の取引のデジタル完結化に向けては、令和4年度(2022年度)以降、実証実験を通じて代表的な業界においてユースケースを創出するとともに、補助金等を通じてアーキテクチャに基づくシステムの導入・利用を促進する。政府と民間の取引のデジタル完結化に向けては、令和4年度(2022年度)中に制度・システムの一体的な改革を検討し、令和5年度(2023年度)から実装を開始する。

ビッグデータそしてシステムの連携で築く、新しい社会の  
設計図を。

# デジタルアーキテクチャ・デザイ ンセンター

Digital Architecture Design Center

データとデジタル技術でつながる、豊かな未来  
を確かなものに。

## 今後の検討体制



### デジタル庁

デジタル社会推進会議  
【総理大臣 + 全閣僚】

デジタル社会構想会議  
【有識者】

データ戦略推進WG  
【総理大臣補佐官 +  
有識者 + 関係省庁】

情報処理の促進に関する法律  
第五十一条第一項第八号に基づく**依頼**



契約・決済の連携のために必要な  
機能要件の概要（アーキテクチャ）を**提出**



齊藤 裕 センター長  
フアナック株式会社顧問

+

民間からのアドバイザー  
(専門委員)

契約・決済アーキテクチャ検討会  
(本検討会)

# 契約・決済プロジェクトの概要と 今後の論点

令和3年12月21日

第1回 契約・決済アーキテクチャ検討会 会議資料

[https://www.ipa.go.jp/dadc/architecture/pj\\_contract-payment\\_news\\_20211013.html](https://www.ipa.go.jp/dadc/architecture/pj_contract-payment_news_20211013.html)

第2回 契約・決済アーキテクチャ検討会 会議資料

[https://www.ipa.go.jp/dadc/architecture/pj\\_contract-payment\\_news\\_20211224.html](https://www.ipa.go.jp/dadc/architecture/pj_contract-payment_news_20211224.html)

2022年10月4日

契約・決済プロジェクトページは、企業間取引プログラムページに引き継ぎました

## 企業間取引プログラム

[Home](#) / [事業内容：事業概要](#) / [プロジェクトの取り組み](#) / [企業間取引プログラム](#)

### 企業間取引プログラムとは

Society5.0における産業は、様々な枠組みを超えて企業・個人が協調し競争し新たな価値を生み出していく必要があります。企業間取引プログラムではこの“Society5.0産業ビジョン”・ロードマップを検討するとともに企業間の取引や決済などの契約に基づく行為とデータ連携がデジタルツイン上で完結（デジタル完結）していく社会のアーキテクチャ設計に取り組んでいます。中小企業・ベンチャー企業などのあらゆるステークホルダーを巻き込みながら産業競争力を強化し、グローバルサプライチェーン全体の強靱化・最適化、カーボンニュートラルや経済安全保障、廃棄ロス削減、トレーサビリティ確保等の社会課題の解決に寄与していきます。

## 将来ビジョンプロジェクト

近日公開

## 製造業プロジェクト

近日公開

## 受発注/請求プロジェクト

契約に基づく事業者間取引の内、受発注プロセスから請求プロセスまでを検討対象とし、各プロセスにおいて管理されるデータ間の対応関係を明確化しつつデジタル完結実現に向けた取り組みを行っています。併せて、デジタル完結実現のために必要となるデータモデルの検討や取引情報を根底としたデータ利活用の在り方についても様々なユースケースを参照しながら検討を行っています。

## 金融/官民取引プロジェクト

国の機関等が物品・サービスの購入、工事の発注等を行う官民取引や、事業会社が金融機関等に対して決済を指示する取引を検討対象として、人の指示や人手の介入を待たずに業務プロセスを自動的に処理可能なアーキテクチャ（取引のデジタル完結）や、新たなビジネスチャンスに向けた取引データの活用の実現に向けた検討を行っています。

## 決済プロジェクト

契約に基づく事業者間取引の内、取引当事者に加えて金融機関の関与が生じる決済プロセスを検討対象として、受発注・請求プロセスと決済プロセス間の対応関係の明確化やデータ活用型ファイナンススキーム等のユースケース実現のために必要とされる、データアーキテクチャやシステム間連携アーキテクチャの在り方について、諸外国の決済電文動向や関連規制等を踏まえつつ検討を行っています。

## 企業間取引将来ビジョン検討会の開催について

令和4年11月2日  
デジタル庁  
経済産業省  
独立行政法人情報処理推進機構  
デジタルアーキテクチャ・デザインセンター

### 1. 趣旨

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）では、Society5.0の実現に向け、我が国の産業競争力の強化と、社会課題の解決を目的として、産官学の多様なステークホルダーの参画を得て、透明性、公平性、中立性を確保しつつ、社会システムや産業構造の全体の見取り図である「アーキテクチャ」を設計し、デジタル時代に必要となる分野横断的な社会インフラの構築とその普及活動に取り組んでいる。

[五十音順、敬称略]

- 井原 實 協同組合セルコチェーン 理事長
- 浦川 伸一 一般社団法人日本経済団体連合会 DXタスクフォース座長
- 岡田 俊輔 株式会社東芝 執行役上席常務
- 加藤 勇志郎 キャディ株式会社 代表取締役
- 加藤 良文 株式会社デンソー 経営役員
- 越塚 登 東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授
- 齊藤 裕 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) デジタルアーキテクチャ・デザイン  
センター (DADC) センター長
- 坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) 常務理事
- 中林 紀彦 ヤマト運輸株式会社 執行役員
- 堀 天子 森・濱田松本法律事務所 弁護士
- 政清 秀樹 日新シャーリング株式会社 常務取締役
- 三谷 慶一郎 株式会社NTT データ経営研究所 執行役員
- 山下 邦裕 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員
- 山本 圭司 一般社団法人日本自動車工業会 (JAMA) 次世代モビリティ委員 委員長

# 第1回企業間取引将来ビジョン検討会 事務局資料

2022年11月

経済産業省/デジタルアーキテクチャ・デザインセンター

## 産学官の叡智を結集して取組を推進するための全体スキーム

### 司令塔

#### デジタル庁

##### 主な役割

- ・関係省庁との調整
- ・政府のシステムに関わるルールを整備
- ・政府のシステムの開発や運用を実施

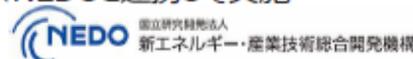
### 主催省



経済産業省

##### 主な役割

- ・産業に関わるルールを整備
- ・民間企業向けのシステムの開発や導入を支援
- ※NEDOと連携して実施



### 関係省庁

内閣官房  
財務省  
金融庁  
国税庁  
国土交通省 等

連携

連携

情報処理の促進に関する法律  
第五十一条第一項第八号  
に基づく**依頼**

企業間取引に関する  
アーキテクチャ等を**提出**

企業間取引に  
関する検討を**支援**



企業間取引プログラム

報告

助言

検討会  
【有識者＋関係省庁】

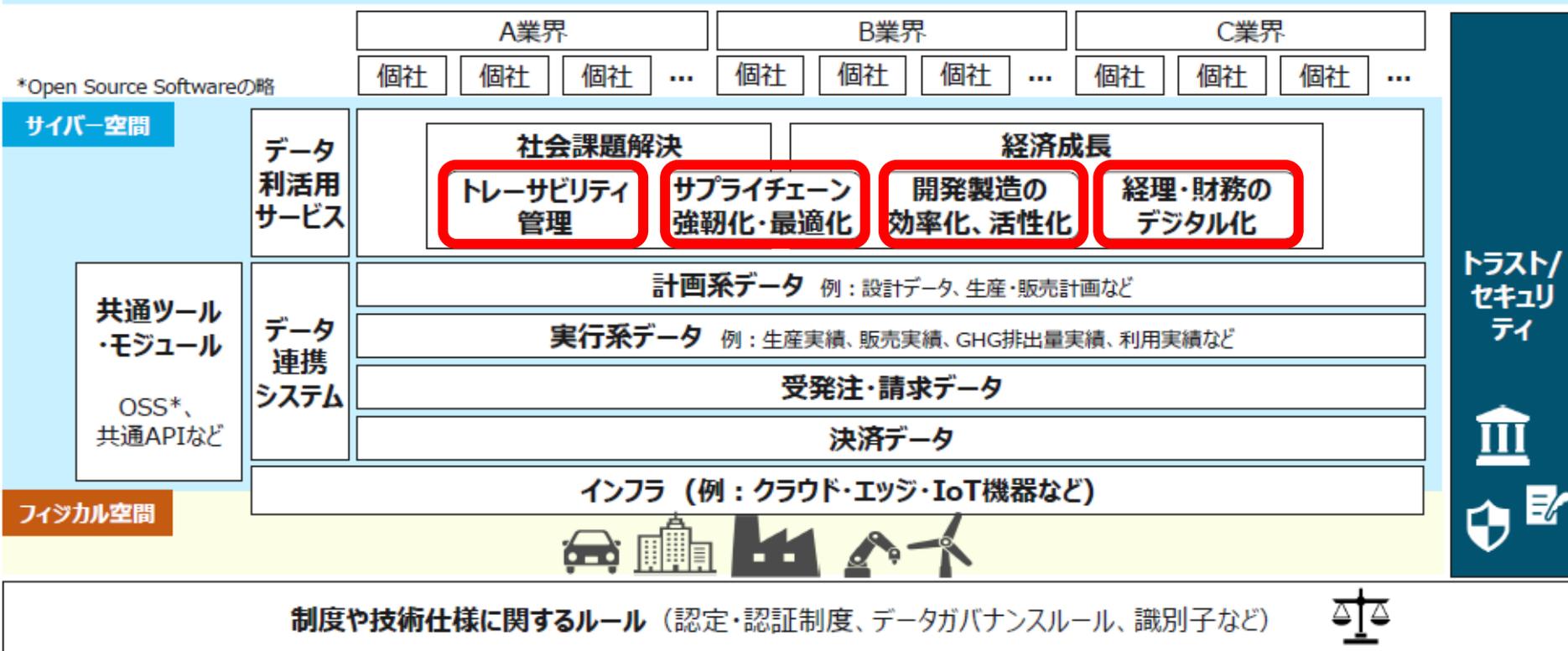
企業間取引に関する検討の具体化に  
優れたリーダーシップ・専門性を有する人材が**参画**

民間企業 / 教育機関

## 将来ビジョンを実現する構成要素（素案）

様々なデータを収集・利活用可能なサイバーフィジカルシステムを構築し、日本の強みである現場力を連携させることにより、社会課題解決や経済成長を促すと共に更なる産業競争力の強化を目指す。

そのための構成要素は取り扱うデータ種別ごとのデータ連携システム、トラスト、インフラなどが必要と想定。



## 産業戦略の具体化への要件：カーボンニュートラル等の社会課題解決の取組

カーボンニュートラル実現、サプライチェーン強靱化、少子高齢化対応等の社会課題解決と経済成長を同時に達成する仕組みを迅速に実現するために、本プログラムでは以下のイベントやスケジュールを意識する必要がある。

2022年度

2023年度

2024年度

2025年度

2026年度～

将来ビジョン検討会

計4回実施し、報告書を作成

凡例

社会課題

経済課題

★ インボイス制度開始

- ・ 正確な消費税の仕入税額控除を行うため、適格請求書の交付、保存対応が必要
- ・ (デジタル庁では、グローバルな標準仕様「Peppol」を基にデジタルインボイス仕様を整備、普及促進)

SWIFT ISO対応

・ 外国為替に関わる決済システムはISO20022準拠に移行

★

第8次全銀システム運用

★ 炭素中立社会の実現に向けた欧州電池規制が2024年1月から一部開始予定

- ・ カーボンフットプリント規制、人権デューデリジェンス、リサイクル材使用規制
- ・ 関連するデータを連携できない事業者はEU市場での競争が厳しくなるおそれ

災害等へ対応するためのレジリエンスを強化

グローバルサプライチェーンを強靱化・最適化、労働生産性を向上

大企業だけでなく、スタートアップイノベーションや中小企業の挑戦・自己変革を促す

## 先行して取り組むモデル分野の設定（ユースケースの概観・カテゴリ化：課題軸による分類）

デジタルアーキテクチャを都市生活や企業活動に広く関係する産業戦略として確立するためには、分野別のユースケースを個別に実施するのではなく、社会・産業の全体としての方向性を明確にし、アーキテクチャ設計の意図を広く共有することが重要。

		商品企画、マーケティング	開発	調達	生産、製造	物流、在庫管理	販売	利用、保守、メンテナンス	再生、再利用
社会課題	脱炭素	GHG排出量可視化及び低減							
	人権・フェアトレード			調達先リスク可視化					
	資源循環	①トレーサビリティ管理							再生・再利用率の可視化及び向上
経済課題	製品品質・付加価値向上			不具合品の早期発見・対応の効率化					
				製品の真贋性確保					
	生産性向上		②開発製造の効率化、活性化					稼働情報の設計フィードバック	
			設計開発の迅速化・効率化		製造ラインのデジタルツイン化 SharingFactoryによる稼働率向上				
	収益向上	③サプライチェーン強靱化・最適化						需要予測	
							ダイナミックプライシング		
レジリエンス			サプライチェーン上の在庫可視化・最適化						
経済安全保障			柔軟な調達先変更			柔軟な物流経路変更			
			セキュリティクリアランス						
財務活動の効率化	④経理・財務のデジタル完結		経理処理のデジタル完結による消込自動化						
							将来的な外為のSWIFT/ISO20022対応負担軽減		
							取引情報の見える化を通じた商流ファイナンス等の資金調達オプションの拡大		

## 産業DXのためのデジタルインフラ整備事業

令和5年度概算要求額 **32.0 億円** ( 22.0 億円 )

## 事業の内容

## 事業目的

Society5.0の具体的なビジョン・ユースケースを描きながら、ルール、システム、技術、ビジネス等の観点も含めて、社会全体のアーキテクチャを設計して、各者が自らの役割を遂行することで世界をリードする新たな産業・サービスを創出することを目指します。アーキテクチャ設計に当たっては、レイヤー構造を設計して、協調領域はデジタルインフラとして整備するとともに、モジュール構造を設計して相互運用性を確保することでサービスの開発・連携を容易にします。社会実装・普及に向けて、安全性・信頼性の確保とイノベーションの促進を両立するようなインセンティブを含めたガバナンス構造を設計します。

## 事業概要

## (1) アーキテクチャの設計・検証

DADC※において、自律移動ロボット等の分野で、産学官で連携してユースケースの具体化やシステムのプロトタイプ試作を行いながら、アーキテクチャやインターフェース等をアジャイルに設計します。その結果を踏まえて使用が推奨される標準・技術の評価を行い、システム連携した場合に全体として円滑に機能するためのリファレンスやルールの策定・公表を行います。(IPA交付金)

※2020年5月に独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に設置された、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター

## (2) アーキテクチャの実装に向けた研究開発

NEDOにおいて、DADCが設計するアーキテクチャの実装に際し、新たに作成あるいは改良が必要な標準について、研究開発を行います。また、全体の効率や利便性を大きく左右する技術で、未開発あるいは改善が求められるものや、客観的な評価を要するものに関して、技術開発や検証を行います。(NEDO交付金)

## 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

## (1) アーキテクチャの設計・検証



## (2) アーキテクチャの実装に向けた研究開発



## 成果目標

令和4年度から令和6年度までの3年間の事業であり、最終的には、3以上の領域で、その領域でのシステム構築の際に参照すべきアーキテクチャを策定し、制度化又は標準化を行います。また、当該アーキテクチャをもとに、必要な標準の洗い出しを行い、体系的な標準化を進めるための体制構築を目指します。

## 2. 中企庁の動向

### <EDI関係>

# 企業庁が中小企業の電子受発注実現へ開発する 「データ連携基盤」の全容

2021年09月16日 ■ テクノロジー



## 令和3年度「中小企業の受発注のデジタル化推進方策に関する調査」

- 「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」等の議論を踏まえて、中小企業の電子受発注導入促進・取引拡大方策に関して調査を実施。
- 鉄鋼販売加工業等（※）において、中小企業の業務プロセス、商慣行、業務課題、デジタル化動向などを調査。中小企業の業務の生産性・効率向上に資する電子商取引基盤整備方針案を策定。

### 受発注のデジタル化を巡る国内外の動向に関する調査

- 中小企業の電子受発注海外動向調査
- 主要業界EDI動向調査

### 鉄鋼販売加工業等における受発注のデジタル化実証調査に向けたデータ連携基盤の整備方針案の策定

- 業界団体・企業ヒアリング調査
- ワークショップ開催

※鉄鋼のほか、電気工事・電材卸、流通（ボランタリーチェーン）が調査対象。  
鉄鋼関係は、上記調査報告書（令和3年度「中小企業の受発注のデジタル化推進方策に関する調査」報告書、PDF）の38～42、72～76ページが該当。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/digitalization/index.html>



# 電子受発注システム普及促進に向けた実証調査事業

## 調達情報詳細

調達案件番号	0000000000000347664		
調達種別	一般競争入札の入札公告（WTO対象外）		
分類	物品・役務		
調達案件名称	【中企庁】令和3年度取引適正化等推進事業費（電子受発注システム普及促進に向けた実証調査事業）		
公開開始日	令和04年10月31日	公開終了日	令和04年11月25日
調達機関	経済産業省		

## 実施計画書（仕様書）

## 1. 件名

令和3年度取引適正化等推進事業費（電子受発注システム普及促進に向けた実証調査事業）

## 2. 事業目的

（1）中小企業における電子受発注システムの普及に向けた政府の取組

政府は、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」などの関係会議等を通じて、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」）の生産性向上のために、2023年を目途に電子受発注システムの導入率約5割の達成を目指し、関係府省庁と協力して中小企業等の電子受発注の普及に取り組んでいます。

その実現の為に中小企業庁では、中小企業等の導入・活用に配慮した電子受発注システムとして中小企業共通 EDI の仕様を整備するとともに、当該仕様に対応したソフトやサービスを含む IT ツールの導入を支援する IT 導入補助金等を措置するなどして、電子受発注システムの普及に努めてきました。

○実証実施方針（業界内及び業界を越えた受発注システム間データ連携による効果測定）

中小企業等の実証協力参加により、業界固有の取引項目等の有無を検証すると共に、中小企業共通 EDI の仕様及び準拠 IT ツールに必要なカスタマイズ等を施すことで、当該業界における電子受発注活用可能性の実証と効果測定を行う（業界内受発注システム間データ連携実証）。

また、NEDO プロジェクトにより構築される基盤の活用を前提として、本事業で組成された実証プロジェクトの参加企業等の協力を得て、データ連携基盤を活用することによる異なる業界の受発注システム間におけるデータ連携可能性と効果測定を行う（業界間受発注システム間データ連携実証）。

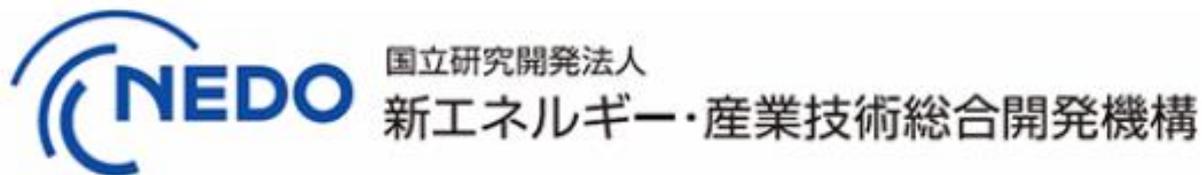
# 契約・決済プロジェクト 実証実験について

令和3年10月27日

 **IPA** Better Life  
with **IT**

 **NEDO**

---



「産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業／  
受発注・請求・決済の各システムの情報連携を可能とする  
次世代取引基盤の構築」  
に係る公募要領

2022 年 6 月 3 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

IoT 推進部

「産業DXのためのデジタルインフラ整備事業/  
 受発注・請求・決済の各システムの情報連携を可能とする次世代取引基盤の構築」  
 に係る実施予定先一覧

実施予定先	事業内容※	案件名
株式会社ネクスティエレクトロニクス	A+B	仮想的な次世代取引基盤における総合的なシステムの開発と有効性の実証
EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	A+B	次世代取引基盤の構築並びに取引データの商流ファイナンスへの利活用
トナ株式会社	A	コンテナオーケストレーション技術を活用した受発注・請求・決済等における次世代取引基盤の構築と活用

※事業内容について

- A：受発注・請求・決済等の一連の取引プロセスのデジタル完結に係るシステムの開発・実証  
 B：第三者の取引データを利活用した新たな価値創出に係るシステムの開発・実証

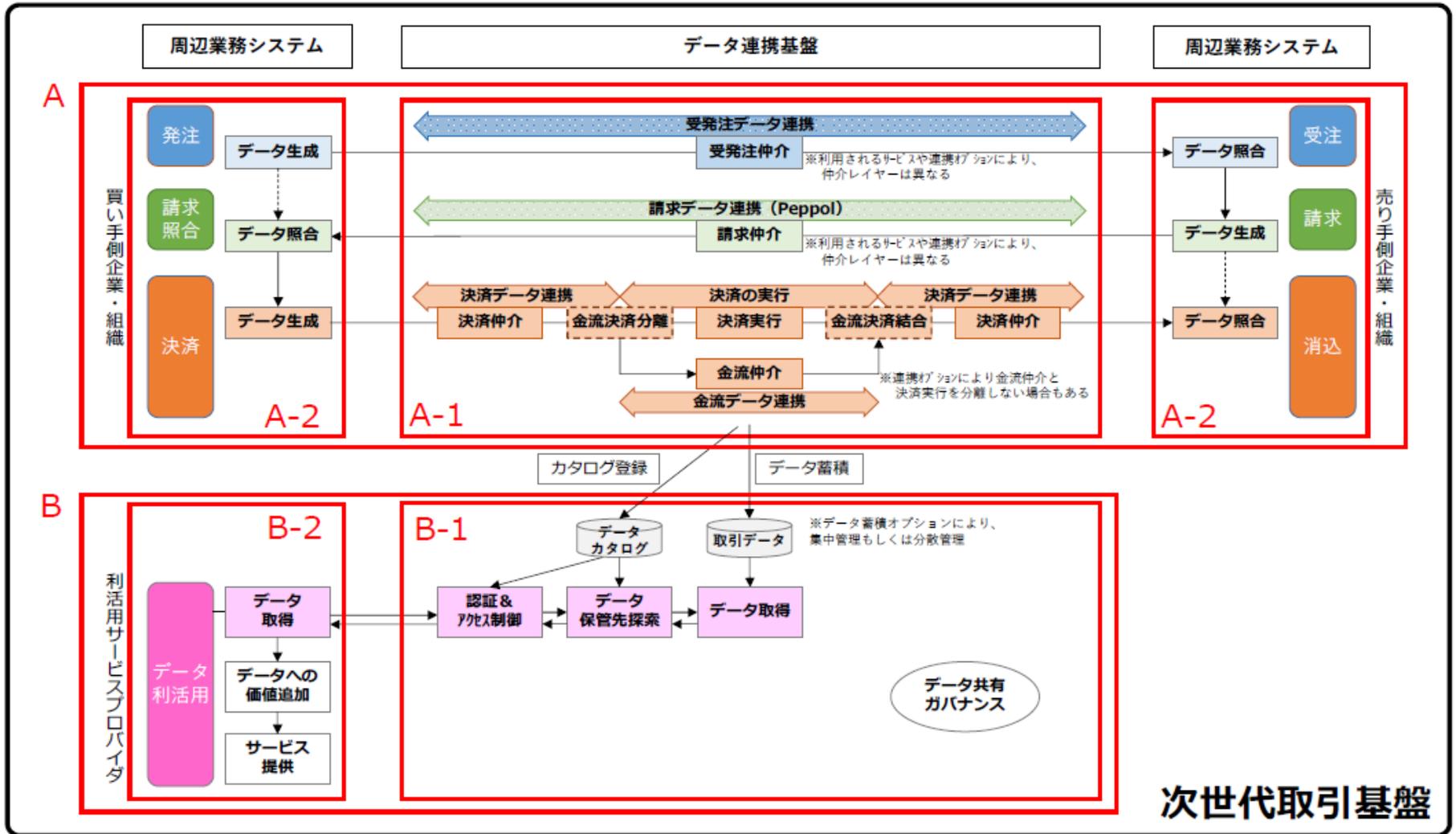


図2 次世代取引基盤に実装される機能のイメージ

- A: 受発注・請求・決済等の一連の取引プロセスの開発・実証
- B: 取引データを利活用したシステムの開発・実証

# 3. その他

日本経済新聞 2022年11月19日 3面

# インボイス 少額取引免除

## 政府・与党調整 税控除巡り 猶予措置

### 小規模業者 負担軽く

措置を設ける調整に入った。仕入れ時にかかる消費税額の控除を、少額の取引ならインボイスがなくても受けられるようにする。中小零細企業の事務負担を軽くし、制度を円滑に導入できる環境を整える。

インボイス制度では取引した商品やサービスごとに消費税額と税率を記載した請求書をやりとりする。軽減税率の導入で8%と10%に税率が分かれた消費税の正確な納税に欠かせない。

規模の小さい事業主の事務負担の軽減が課題となっていた。会計ソフトなどを活用しない場合、インボイスを手作業で確認する必要がある。

会計システム普及には一定の期間がかかる。このため数年間の時限措置として、一回の仕入れ額が少額な取引ではインボイスなしで控除を受けら

れるようにする。

対象となる事業者の線引きと期間、取引額の上限は今後詰める。事業者は課税売上高で年1億円以下に絞る案がある。少額取引の額は1万円未満とする方向で調整する。

1億円以下が基準となれば、100万を上回る事業者が対象となるとみられる。

現在はインボイスよりも簡素な請求書を使っている。一回3万円未満の取引は請求書を保存しなくても仕入れ時の消費税の控除を受けられる特例がある。この特例に似た措置を小規模事業者の少額取引に限って設ける。

消費税を納めない小規模な免税事業者はインボイスを発行できない。控除を受けられなくなる買い手から敬遠されて取引が打ち切られる可能性があった。こうした心配が当面は和らぐ。

政府・与党は消費税の税率や税額を請求書に正確に記載・保存する「インボイス制度（きょうのこことば）」を巡り、2023年10月の導入時に小規模な事業者向けの猶予

# SDGs経営

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**



2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です